

婦人・女性相談における居住先なし妊産婦への支援からの提言

平成 27 年 11 月 12 日

目白大学 泉谷朋子

(1) 対象者が抱える課題

- 経済的な課題：妊娠したことで失職し収入が途絶え生活に困窮する、借金がある
- 住居に関する課題：住む場所を失う、ホームレス状態である
- 暴力に関する課題：パートナーからの暴力被害、親・きょうだいからの暴力・虐待
- 障害に関する課題：身体障害、知的障害、精神障害（薬物・アルコール）
- 疾病に関する課題：内科的疾患、精神的不安定等
- 家族に関する課題：家族不和、疾病・障害を抱えた家族
- 出身に関する課題：外国籍、宗教
- 育ちに関する課題：非行、家族と一緒に生活できなかったことによる課題
- 性に関する課題：性産業に従事している、性被害経験

ほとんどのケースはこれらの課題を複数抱えている。同様に、婦人・女性相談で対応する居住先なし妊産婦のほとんどは、「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改訂版）」で示されている特定妊婦の 8 つの評価を複数備えている。

対象者が抱える課題が多岐に渡り、子育て以前に対象者自身が落ち着いて生活できるようになることが求められるケースも多い。母親が望んでも養育能力や精神状況等から養育継続が難しいと判断されるケースも多い。母が養育出来るかを見極める・評価する期間、母子を引き受ける施設等は子どもが安全に生活できているか、日々細心の注意を払って支援を行っており、施設職員の負担は大きい。

(2) 居住先なし妊産婦の受け入れ先について

婦人相談所、女性保護施設、民間（社会福祉法人）で受け入れをしている。

平成 25 年度婦人保護事業実施状況報告・・・妊産婦数の統計は？

1960 年代後半～ 社会福祉法人慈愛会 慈愛寮（東京）

妊娠・出産した女性の利用に特化した婦人保護施設として展開。

東京都の婦人相談員たちによる強い働きかけがあった。

1980 年代～ 社会福祉法人礼拝会 ミカエラ寮

行き場のない女性とその同伴児の緊急一時保護施設（シェルター）。

妊産婦、新生児に対応。

所在地の自治体の婦人相談員・ケースワーカーから行き場のない、特に妊産婦の受け入れ先を切望する声があり、行政と民間が協働して運営について協議した経過あり。

(3) 受け入れ先で提供される支援内容

- ① 出産前後の生活を心配せず、安心安全に出産を迎えるため生活の場の提供、経済的な支援。
- ② 母自身の身体的、精神的回復をサポートし、母が安心して産前産後のケアを受けることができる環境を提供する。
- ③ 一緒に子育てすること、子育てを通して、母自身の育て直しをする、実家的機能を果たす。
- ④ 母子それぞれの課題に対応する、母子分離の場合、分離後、母の生活支援・調整を行う。
- ⑤ 今後母子で生活するのか、母子が別々に生活するのか母の意向・判断に寄り添う一方、母の精神的身体的状況や、成育歴・養育能力から母が子を養育できるかの的確に評価する。

(4) 課題

- ①課題を多数抱えた母子を引き受ける施設は、職員の負担も大きい。職員の確保や財政的な支援が必要。
- ②妊娠出産を繰り返すケースもあり、母の生活支援が大きな課題。生活保護、障害、医療等他施策との協働も必要。
- ③出産直後、子どもが動き出す時期、自己主張し始める時期等、子どもの成長に合わせ、母の子育て負担は変化する。乳幼児は自分でSOSを出せないため一定期間継続的な支援が必要であり、他機関への引継ぎ、アフターケアが重要。
- ④施設を利用しているケースについて、施設に入所しているか大丈夫ではなく、関係機関は自身の役割を認識し関わる必要がある。施設をバックアップする体制を整えることも必要。
- ⑤婦人・女性相談に繋がらない居住先なし妊産婦は一定数存在すると思われる。相談できる場所は複数あることが望ましく、支援の網からこぼれ落ちない体制を作ることが必要。

参考文献：土渕美知子「児童養護施設と婦人保護施設の連携で次の世代を育てる～婦人保護施設『慈愛寮』をたずねて～」、季刊「児童養護」2015 Vol.45 No.4)